

諮問日：令和元年6月7日（令和元年度（個）諮問第2号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（個）答申第5号）

件名：釧路地方裁判所における特定の事件に係る文書等に記録された保有個人情報の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所帯広支部が特定の事件において特定の金融機関から受領した文書に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が平成31年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

釧路地方裁判所帯広支部庶務課長が苦情申出人の本人確認をしているにもかかわらず、開示がされないのは不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、当該保有個人情報の本人又はその法定代理人（以下「本人等」という。）であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）の提示又は提出を求め、本人等であることを確認することとされている（平成27年4月6日付け最高裁総一第389号事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の

細目について」（以下「実施細目」という。）記第4の1の(3)。「本人確認書類」とは、実施細目記第4の1の(4)のアの(ア)によれば、開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証等のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であり、また、同(イ)によれば、上記各書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出できない場合は、当該開示の申出をする者が本人であることを確認するため適当と認めるものとされている。

釧路地方裁判所は、平成31年2月19日付け総務課長事務連絡により、相当期間を定めて本人確認書類の提示又は提出を求める補正の促しを行ったが、留置期間満了により同年3月1日に返戻されたため、再度、同月4日付け事務連絡により相当期間を定めて本人確認書類の提示又は提出を求める補正の促しを行ったものの、苦情申出人は期限である同月18日までにこれを提示又は提出しなかった。そのため、同裁判所は、同月28日付けで、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないとして、不開示の判断を行った。

なお、苦情申出人が釧路地方裁判所帯広支部庶務課窓口において本件開示申出書を提出した際、本人確認書類の提示又は提出はなく、同支部において本人確認は行われていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| ① | 令和元年6月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同月28日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月20日 | 審議 |

- ⑥ 同年10月18日 審議
- ⑦ 同年11月7日 苦情申出人から意見書及び資料を収受
- ⑧ 同月14日 苦情申出人から意見書を収受
- ⑨ 同月15日 審議
- ⑩ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱記第4の1は、本人等から当該本人に関する保有個人情報の開示の申出があった場合は、裁判所においては、当該本人等に対し当該保有個人情報を開示する旨を定めており、実施細目記第4の1の(3)は、保有個人情報の開示申出人から本人確認書類の提示又は提出を受けることにより、開示申出人が当該保有個人情報の本人等であることを確認する旨を定めている。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人が釧路地方裁判所帯広支部庶務課窓口において本件開示申出書を提出した際、本人確認書類の提示又は提出はなく、同支部において本人であることの確認ができなかったため、釧路地方裁判所は、平成31年2月19日付け及び同年3月4日付け総務課長事務連絡により、二度にわたり、相当期間を定めて本人確認書類の提示又は提出を求める補正の促しを行ったが、苦情申出人は期限までにこれに応じなかったとのことである。本件開示申出書には本人確認等に関するチェック欄が設けられているが、同欄には、苦情申出人が開示の申出に際して本人確認書類を提示又は提出をしたことをうかがわせる記載は見当たらない。このことに加え、上記事務連絡が二度にわたり送付された事実を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。したがって、釧路地方裁判所において、苦情申出人が本件対象個人情報の本人であることが確認できなかったと認められる。

これに対し、苦情申出人は、本件開示の申出の際、釧路地方裁判所帯広支部庶務課長が本人確認をしたが、同庶務課長においては本件開示申出書の本人確

認欄に所要の記載をしなかった旨主張する。しかし、苦情申出人は、本件とは別の開示の申出をした際には、本人確認書類を提示することにより、同庶務課長が開示申出書の本人確認欄に所要の記載をしたとも主張しており、この主張自体、開示申出時に本人確認書類の提示があれば開示申出書にその旨記載される取扱いであることを示しているというべきである。したがって、このことは、本件開示の申出の際、苦情申出人が本人確認書類を提示し又は提出しなかったことをうかがわせる。そのほか、苦情申出人の主張及び提出資料を踏まえて検討しても、本件開示の申出に際して、実施細目に定める方法によって苦情申出人が本件対象個人情報の本人であることの確認がされたことは認めるに足りない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

- 2 以上のとおり、原判断については、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人